

平成27年度 交通騒音・振動調査結果
資料集

平成28年9月

目 次

- 1 自動車騒音調査 1～5
- 2 道路交通振動調査 6～7
- 3 新幹線鉄道騒音・振動調査 8～10
- 4 航空機騒音調査 11～13

1 自動車騒音調査

1 調査目的

騒音規制法第18条第1項（常時監視）の規定に基づき、自動車騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、また、自動車騒音に係る要請限度の超過状況を把握するため、県内の主要道路沿いにおいて騒音の調査を行った。

2 調査内容

(1) 環境基準の達成状況調査

ア 調査期間

平成27年4月から平成28年3月まで

イ 調査機関及び評価区間数

調査機関	評価区間数
愛知県	18
県内全38市	1,002
合計	1,020

(注) 愛知県は、10町（東郷町、豊山町、扶桑町、大治町、蟹江町、阿久比町、東浦町、美浜町、武豊町及び幸田町）内の評価を行った。

ウ 調査方法

「環境基本法第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に定めるところによる。

エ 調査結果

1,020区間（48市町）について面的評価を行った結果、昼間・夜間とも環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は、96.2%であった。

		評価区間数	全評価戸数	環境基準達成戸数	環境基準達成率
25年度	昼間	964区間	476,008戸	461,513戸	97.0%
	夜間			456,826戸	96.0%
	昼間・夜間			455,052戸	95.6%
26年度	昼間	996区間	487,327戸	473,241戸	97.1%
	夜間			468,175戸	96.1%
	昼間・夜間			466,535戸	95.7%
27年度	昼間	1,020区間	492,458戸	479,676戸	97.4%
	夜間			475,258戸	96.5%
	昼間・夜間			473,663戸	96.2%

(注) 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示す。

(2) 要請限度の超過状況調査

ア 調査期間

平成27年6月から平成28年3月まで

イ 調査機関及び調査地点数

愛知県及び17市4町1村が、137地点で調査を行った。

調査機関	調査地点数
愛知県	10
名古屋市	10
豊橋市	6
岡崎市	22
一宮市	8
春日井市	8
豊川市	6
碧南市	4
刈谷市	8
豊田市	3
安城市	7
西尾市	3
蒲郡市	6
東海市	5
大府市	6
知立市	6
岩倉市	2
日進市	6
豊山町	2
飛島村	1
東浦町	1
武豊町	1
幸田町	1
合計	132

(注) 愛知県は、7町(東郷町、豊山町、扶桑町、大治町、蟹江町、阿久比町及び武豊町)内で調査を行った。

ウ 調査方法

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年総理府令第15号)に定めるところによる。

エ 調査結果

132地点（27市町村）で調査を行った結果、昼間・夜間のいずれかの時間帯、又は両方の時間帯で要請限度を超過したのは、6地点（4.5%）であった。

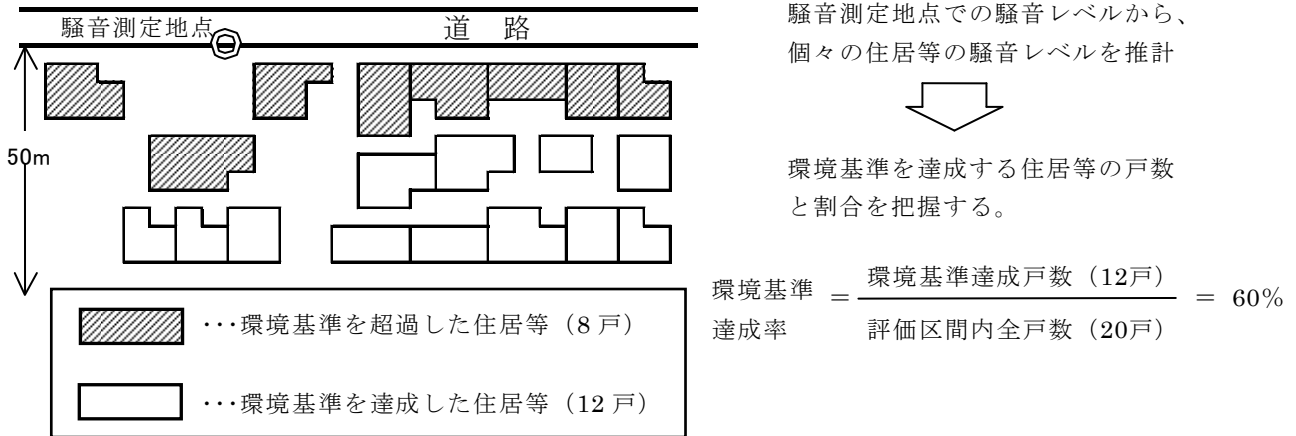
		全調査地点	地点数	割合
25 年度	要請限度以下	128地点	121地点	94.5%
	要請限度超過		7地点	5.5%
	昼間・夜間のいずれかで超過		6地点	4.7%
	昼間・夜間ともに超過		1地点	0.8%
26 年度	要請限度以下	137地点	129地点	94.2%
	要請限度超過		8地点	5.8%
	昼間・夜間のいずれかで超過		6地点	4.4%
	昼間・夜間ともに超過		2地点	1.4%
27 年度	要請限度以下	132地点	126地点	95.5%
	要請限度超過		6地点	4.5%
	昼間・夜間のいずれかで超過		4地点	3.0%
	昼間・夜間ともに超過		2地点	1.5%

参 考

環境基準の評価方法

道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）の測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から50m範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルの推計を行うことにより環境基準を達成する戸数とその割合を把握する。

<環境基準の評価方法例>



- ・等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）とは、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として示したもののこと。

自動車騒音に係る基準

1 道路に面する地域に係る環境基準（自動車騒音に係る環境基準）

環境基本法第16条第1項に基づくもので、騒音に係る環境上の条件について人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

地域類型		環境基準 (L_{Aeq})		幹線交通を担う道路に近接する空間	
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	左記のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	60dB以下	昼間 70dB以下
			夜間	55dB以下	
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	左記のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB以下	夜間 65dB以下
			夜間	60dB以下	
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	左記のうち、車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB以下	(全地域共通) ※備考参照
			夜間	60dB以下	

※備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45dB以下、夜間にあつては40dB以下）によることができる。

- (注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
- (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
 - (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により特定された範囲をいう。
- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
 - (2) 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20m
- 3 時間の区分について、「昼間」は6時から22時までの間、「夜間」は22時から翌朝6時までの間。

2 自動車騒音に係る要請限度

騒音規制法第17条第1項に基づくもので、自動車騒音により道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるとき、市町村長が県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準。

区域区分			要請限度 (L _{Aeq})		
			道路に面する区域		幹線交通を担う道路に近接する区域
			1車線	2車線以上	
a	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	昼間	65dB	70dB	昼間 75dB 夜間 70dB (全区域共通)
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	夜間	55dB	65dB	
b	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	昼間	65dB	75dB	
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域	夜間	55dB	70dB	
c	近隣商業地域 商業地域	昼間	75dB		
	準工業地域 工業地域	夜間	70dB		

(注) 「幹線交通を担う道路」については上記注1と、「幹線交通を担う道路に近接する区域」については上記注2の「幹線交通を担う道路に近接する空間」と、時間の区分については上記注3と同様である。

2 道路交通振動調査

1 調査目的

道路交通振動の要請限度の超過状況を把握するため、県内の主要道路において振動の調査を行った。

2 調査内容

(1) 調査期間

平成27年6月から平成28年3月まで

(2) 調査機関及び調査地点数

愛知県及び10市が、64地点で調査を行った。

調査機関	調査地点数
愛知県	10
豊橋市	6
岡崎市	22
一宮市	8
刈谷市	3
豊田市	3
安城市	2
西尾市	3
東海市	3
知立市	2
岩倉市	2
合計	64

(注) 愛知県は、7町(東郷町、豊山町、扶桑町、大治町、蟹江町、阿久比町及び武豊町)内で調査を行った。

(3) 調査方法

「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)別表第2備考に定めるところによる。

3 調査結果

64地点(17市町)で調査を行った結果、平成26年度に引き続き、昼間・夜間いずれの時間帯においても要請限度を下回った(平成26年度の調査地点は65地点)。

参 考

道路交通振動に係る要請限度

振動規制法第16条第1項に基づくもので、道路交通振動により道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長が道路管理者に対して舗装、修繕等の措置をとるよう要請し、又は県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準。

区域区分		要請限度 (L ₁₀)	
1	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	昼間	65dB
		夜間	60dB
2	都市計画区域で用途地域の定められていない地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	昼間	70dB
		夜間	65dB

(注) 1 L₁₀とは、振動レベル測定値を数値の大きさの順に並べ、両端の10%をそれぞれ除いた80%レンジの上端値を示す。

2 時間の区分について、「昼間」は7時から20時までの間、「夜間」は20時から翌朝7時までの間。

3 新幹線鉄道騒音・振動調査

1 調査目的

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）に基づく環境基準及び「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和51年3月12日環大特第32号）に基づく指針値の達成状況を把握するため、県内の新幹線鉄道の沿線において騒音・振動の調査を行った。

2 調査内容

(1) 調査期間

平成27年5月から平成27年12月まで

(2) 調査地点

ア 騒音

調査機関	調査地点数			調査地点所在地
	25m	50m	合計	
愛知県	23	23	46	9市 1町
名古屋市	7	0	7	
豊橋市	4	4	8	
岡崎市	4	4	8	
一宮市	4	4	8	
合計	42	35	77	13市 1町

イ 振動

調査機関	調査地点数				調査地点所在地
	12.5m	25m	50m	合計	
愛知県	6	6	0	12	6市
名古屋市	0	7	0	7	
豊橋市	1	1	0	2	
岡崎市	0	4	4	8	
合計	7	18	4	29	9市

(3) 調査方法

ア 騒音に係る環境基準の達成状況

昭和50年7月29日付け環境庁告示第46号「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」及び昭和50年10月3日付け環大特第100号環境庁大気保全局長通知「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」に定めるところによる。

イ 振動に係る振動指針値の達成状況

昭和51年3月12日付け環大特第32号「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」に定めるところによる。

3 調査機関

愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び一宮市

4 調査結果

(1) 騒音に係る環境基準の達成状況

77地点で調査を行った結果、54地点で環境基準を達成した（環境基準達成率70.1%）。

年度	距離	25m			50m			合計		
	地域類型	I	II	計	I	II	計	I	II	計(達成率)
25	調査地点数	33	10	43	30	5	35	63	15	78
	環境基準達成地点数	9	10	19	23	5	28	32	15	47 (60.3%)
26	調査地点数	32	10	42	29	5	34	61	15	76
	環境基準達成地点数	11	10	21	23	5	28	34	15	49 (64.5%)
27	調査地点数	32	10	42	30	5	35	62	15	77
	環境基準達成地点数	13	10	23	26	5	31	39	15	54 (70.1%)

(注) 1 距離は調査地点側の軌道中心からの距離を示している。

2 地域類型の区分及び環境基準は、10頁の参考を参照。

(2) 振動に係る振動指針値の達成状況

29地点で調査を行った結果、全ての地点で振動指針値を達成した（達成率100%）。

年度	距離	12.5m	25m	50m	合計(達成率)
25	調査地点数	7	19	4	30
	指針値達成地点数	6	19	4	29 (96.7%)
26	調査地点数	7	19	4	30
	指針値達成地点数	7	19	4	30 (100%)
27	調査地点数	7	18	4	29
	指針値達成地点数	7	18	4	29 (100%)

参 考

1 新幹線鉄道騒音の環境基準及び振動の指針について

- (1) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準 (昭和50年7月29日環境庁告示第46号)
新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型の指定
(昭和52年4月30日愛知県告示第484号)

地域類型		環境基準
I	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70dB以下
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	75dB以下

- (2) 新幹線鉄道振動に係る指針 (昭和51年3月12日付け環大特第32号「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」)
- ア 70dBを超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策を講じること。
- イ 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置をとること。

2 新幹線鉄道騒音振動の調査方法

- (1) 騒音の調査方法 (昭和50年7月29日付け環境庁告示第46号「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」、昭和50年10月3日付け環大特第100号「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」)
- 上り及び下りの列車を合わせて連続して通過する20本の列車を測定し、各列車の騒音のピークレベルのうち上位半数の騒音値のパワー平均値を算出する。
- (2) 振動の調査方法 (昭和51年3月12日付け環大第32号「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」)
- 上り及び下りの列車を合わせて連続して通過する20本の列車を測定し、各列車の振動のピークレベルのうち上位半数の振動値の算術平均値を算出する。

4 航空機騒音調査

1 調査目的

「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号）に基づく環境基準の達成状況を把握するため、県営名古屋空港及び中部国際空港周辺において騒音の調査を行った。

2 調査内容

(1) 県営名古屋空港

ア 調査内容

(ア) 調査期間

平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月まで

(イ) 調査地点

調査機関	調査地点数	調査地点所在地
愛知県	11 地点 ^{※1}	2 市 1 町
名古屋市	2 地点	
春日井市	3 地点	
合計	16 地点	3 市 1 町 ^{※2}

※1 振興部の騒音調査地点（3 地点）を含む。

※2 愛知県は、春日井市内で調査を実施しているため、調査地点所在地の合計は一致しない。

(ウ) 調査方法

「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号）に定めるところによる。詳細は、13 頁の参考を参照。

イ 調査機関

愛知県、名古屋市及び春日井市

ウ 調査結果

16 地点で調査を行った結果、7 地点で環境基準を達成した。

年度	調査地点数	環境基準達成地点数
25 年度	15 地点	8 地点
26 年度	15 地点	7 地点
27 年度	16 地点	7 地点

(2) 中部国際空港

ア 調査内容

(ア) 調査期間

夏季（平成 26 年 6 月から 9 月）及び冬季（平成 27 年 1 月から 2 月）

(イ) 調査地点

調査機関	調査地点数	調査地点所在地
愛知県	7 地点	4 市 2 町 1 村

(ウ) 調査方法

「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号）に定めるところによる。詳細は、13 頁の参考を参照。

イ 調査機関

愛知県

ウ 調査結果

5 地点で調査を行った結果、5 地点で環境基準を達成した。

年度	調査地点数	環境基準達成地点数
25 年度	5 地点	5 地点
26 年度	5 地点	5 地点
27 年度	5 地点	5 地点

また、環境基準の地域類型を指定した地域外の 2 地点で調査を行った結果、いずれも環境基準値を下回った。

年度	調査地点数	環境基準値を下回った地点数
25 年度	2 地点	2 地点
26 年度	2 地点	2 地点
27 年度	2 地点	2 地点

参 考

航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年12月27日環境庁告示第154号） 一部改正（平成19年12月17日環境省告示第114号）

航空機騒音に係る環境基準の評価指標は平成24年度まではWECPNL（1日における各航空機の最大騒音レベルをパワー平均したものに、時間帯ごとに重み付けした航空機数を加味し算出した値）が採用されていたが、騒音測定機器の技術的進歩及び国際的動向に即して、平成25年4月1日より L_{den} （夕方の騒音、夜の騒音に重み付けを行い評価した1日の等価騒音レベル）に変更された。

WECPNLと L_{den} の環境基準値

地域の類型	I	II
WECPNL	70以下	75以下
L_{den}	57dB以下	62dB以下

なお、愛知県内の空港の航空機騒音に係る環境基準の地域の類型の指定については以下のとおりである。

1 県営名古屋空港

航空機騒音に係る環境基準の地域の類型の指定（昭和52年4月30日愛知県告示第483号）

地域の類型	I	II
該当地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
	愛知県名古屋飛行場（愛知県西春日井郡豊山町豊場）の位置を示す標点（北緯35度15分06秒、東経136度55分39秒）から滑走路延長方向に延ばした直線（以下「名古屋中心線」という。）と直角方向に東方5キロメートル、西方4キロメートルの点を通る名古屋中心線との平行線、標点から名古屋中心線上に南方へ18キロメートルの点を通る名古屋中心線との垂線及び愛知、岐阜両県の県境によって囲まれる地域。ただし、愛知県名古屋飛行場の敷地並びに河川区域及び工業専用地域を除く。	

2 中部国際空港

中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定

（平成18年3月31日愛知県告示第305号）

地域の類型	I
該当地域	常滑市、弥富市、海部郡飛島村並びに知多郡南知多町及び美浜町の区域。ただし、常滑市セントレア一丁目、セントレア二丁目、セントレア三丁目、セントレア四丁目及びセントレア五丁目の区域、河川区域並びに工業専用地域を除く。